

第1回大空町農業委員会総会議事録

令和8年7月21日 第1回大空町農業委員会総会は、大空地区河川防災ステーションに招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者（仮議席順）

1 番 赤 間 智 子	2 番 上 田 英 樹	3 番 上 地 彩
4 番 内 海 幸 雄	5 番 遠 藤 哲 也	6 番 追 分 敏 行
7 番 小 川 一 浩	8 番 折 坂 智 則	9 番 清 杉 誠
10 番 児 山 高	11 番 斎 藤 宏 幸	12 番 佐久間 仁
13 番 佐々木 経 一	14 番 嶋 崎 洋 治	15 番 高 橋 敬 義
16 番 丹 治 昭 博	17 番 福 田 英 信	18 番 藤 井 成 治
19 番 古 田 牧 子	20 番 増 子 昭 雄	21 番 真 鍋 剛
22 番 山 本 浩 二	23 番 渡 邊 恵 二	24 番 渡 辺 誠

(2) 欠席者

なし

2. 職員等の出欠状況

大空町長 松川 一正
主 査 戸井 裕之

事務局長 石川 大樹
主 事 佐々木 佑弥

主 幹 渡邊 豪

第1回大空町農業委員会総会議事録

午後2時13分

石川局長	それでは引き続き、大空町農業委員会第1回総会に移らせていただきます。 まず、座席についてご説明申し上げます。皆様におかれましては、本日より新しい任期となりますので、現在ご着席いただいております議席につきましては、五十音順による仮議席となっております。後ほどの審議結果により正式な議席を決定させていただきますのでご了承をお願い申し上げます。 なお、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定により「農業委員会委員の任期満了による委員の任命後、最初に行われる総会は市町村長が招集する」こととなっておりますことから、本総会については、町長において招集・議事進行いたしますことを事前に申し添えます。
松川町長	ただ今より、第1回大空町農業委員会総会を開催いたします。 (午後2時14分) 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。
石川局長	本日の総会は、委員任命後、最初の総会であります。 ただいまの出席委員は、24名全員であります。大空町農業委員会会議規則第7条の規定により、在任する委員の過半数が出席していますので、総会は成立しております。 以上でございます。
松川町長	日程第2「臨時議長の選出について」を議題といたします。 お諮りいたします。地方自治法第107条に「年長の委員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、これを準用し、年長者の真鍋剛委員を指名させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
松川町長	ご異議なしと認めます。 よって臨時議長は、真鍋剛委員を指名させていただきます。 よろしくお願いいたします。 ここで暫時休憩といたします。 (午後2時15分)

真鍋臨時議長	休憩前に引き続き会議を再開します。 (午後 2 時 1 7 分) 日程第 3 「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名員は、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、議長において、臨時議席 1 番赤間委員、2 番上田委員を指名いたします。 日程第 4、「会長の互選について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。
石川局長	会議日程 4 「会長の互選について」農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき会長の互選を行う。令和 8 年 7 月 2 1 日提出 大空町農業委員会。 会長の互選について説明いたします。 会長の互選については、「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 2 項に「会長は委員が互選した者をもって充てる。」という規定があります。互選とは、相互に選挙することでありますから、投票により行うのが原則であります。地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定で出席委員に異議が無い場合には、指名推薦の方法によることができるとされています。従いまして、投票と指名推薦の 2 つの方法があります。 以上です。
真鍋臨時議長	お諮りします。 互選の方法についてどのようにしたらよろしいか、ご意見ありませんか。
福田委員	選考委員会で指名推薦する方法を提案します。
真鍋臨時議長	ただ今、福田委員から、「選考委員会で指名推薦する方法」との提案がありました。他にありませんか。
委員	(なしの声)
真鍋臨時議長	他にないようですので、「選考委員会で指名推薦する方法」にご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
真鍋臨時議長	ご異議なしと認めます。

	よって選考委員会で指名推薦する方法に決しました。
真鍋臨時議長	お諮りいたします。 選考委員については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
真鍋臨時議長	ご異議なしと認めます。 よって、選考委員を議長において指名することに決しました。
真鍋臨時議長	それでは、選考委員に、臨時議席 2 番上田英樹委員、7 番小川一浩委員、11 番斎藤宏幸委員、12 番佐久間仁委員、15 番高橋敬義委員、17 番福田英信委員、20 番増子昭雄委員、24 番渡辺誠委員を指名いたします。 選考委員の方は、別室で選考委員会を開催してください。 ここで、暫時休憩とします。(午後 2 時 20 分) 《休憩中》(選考委員会開催)
真鍋臨時議長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後 2 時 25 分) 選考委員会から会長の選考結果について報告をお願いいたします。
福田委員	ただ今、選考いたしました結果、会長に渡邊恵二委員を指名いたします。
真鍋臨時議長	お諮りします。 ただ今、選考委員会から報告のあったとおり、渡邊恵二委員を会長に決定することにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
真鍋臨時議長	ご異議なしと認めます。 よって、渡邊恵二委員が、満場一致で会長に選出されました。これで会長の互選を終了いたします。 ここに会長が決定しましたので、臨時議長の任を解かせていただきます。 これからの会議の議長は「農業委員会等に関する法律第 5 条第 3

	項」の規定により、会長にお願いいたします。 ご協力ありがとうございました。 ここで暫時休憩とします。(午後 2 時 2 7 分)
渡邊会長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後 2 時 2 8 分) 日程第 5、議案第 1 号「会長職務代理者の互選について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。
石川局長	議案第 1 号「会長職務代理者の互選について」農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 5 条第 5 項及び大空町農業委員会会議規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づき会長職務代理者の互選を行う。令和 8 年 7 月 2 1 日提出 大空町農業委員会会長。 会長職務代理者は、「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 5 項に「会長が欠けた時又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」、また「大空町農業委員会会議規則」第 1 7 条第 2 項に「会長職務代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。」と規定されております。互選の方法につきましては会長の互選の際に説明しました方法と同様であります。
渡邊会長	お諮りします。 会長職務代理者の互選についてどのような方法がよろしいか、ご意見ありませんか。
福田委員	選考委員会で指名推薦する方法を提案します。
渡邊会長	ただ今、福田委員から「選考委員会で指名推薦する方法」との提案がありましたが 他にありませんか。
委員	(なしの声)
渡邊会長	他にないようですので「選考委員会で指名推薦する方法」にご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
渡邊会長	ご異議なしと認めます。

委員	よって選考委員会で指名推薦する方法に決しました。 お諮りいたします。 選考委員については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。
渡邊会長	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって選考委員を議長において指名することに決しました。 それでは、選考委員には、臨時議席 2 番上田英樹委員、7 番小川一浩委員、11 番斎藤宏幸委員、12 番佐久間仁委員、15 番高橋敬義委員、17 番福田英信委員、20 番増子昭雄委員、24 番渡辺誠委員を指名いたします。 選考委員の方は、別室で選考委員会を開催してください。 ここで、暫時休憩とします。(午後 2 時 30 分) 《休憩中》(選考委員会開催)
渡邊会長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後 2 時 34 分) 選考委員会から会長職務代理者の選考結果について報告をお願いいたします。
福田委員	ただ今、選考いたしました結果、会長職務代理者に遠藤哲也委員を指名いたします。
渡邊会長	お諮りします。 ただ今、選考委員会から報告のあったとおり、遠藤哲也委員を会長職務代理者に決定することにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
渡邊会長	ご異議なしと認めます。 よって、遠藤哲也委員が満場一致で会長職務代理者に選出されました。 これで会長職務代理者の互選を終了いたします。 続きまして、日程第 5、議案第 2 号「議席の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

石川局長	事務局長。 議案第2号「議席の決定について」大空町農業委員会会議規則（平成20年農業委員会規則第1号）第8条の規定に基づき任命後最初の総会において抽選により定める。令和8年7月21日提出 大空町農業委員会会長。 議席につきましては、「大空町農業委員会会議規則」第8条の規定により、任命後最初の総会において抽選により定めることとなっております。 前回の例では、最終番号を会長席に、最終番号から1番前の番号を会長職務代理者席とし、他の委員は臨時議席順に本抽選を行なった上で、議席を決定しております。 「大空町農業委員会会議規則」第8条の規定にて、抽選方式により定めることとなっておりますことから、今回も皆様のご同意をいただければ、仮抽選は行わず、臨時議席順による本抽選のみで実施したいと考えてございます。
渡邊会長	お諮りします。 ただ今、事務局から説明のあったとおり、前例により最終番号24番を会長席に、最終番号の1番前の23番を会長職務代理者席とすることに、ご異議ありませんか。
委員	（異議なしの声）
渡邊会長	ご異議なしと認めます。 よって24番を会長席に、23番を会長職務代理者席とすることに決しました。 続いて議席の抽選を行います。 抽選の方法については、仮抽選は省略し、臨時議席順に本議席を抽選することにご異議ありませんか。
委員	（異議なしの声）
渡邊会長	ご異議なしと認めます。 よって仮抽選は省略し、臨時議席順に本議席を抽選することに決しました。 それでは、事務局、抽選を行なって下さい。

	(臨時議席順に抽選)
渡邊会長	抽選結果を報告して下さい。 事務局。
渡邊主幹	抽選結果を報告させていただきます。 議席番号 1 番高橋委員、2 番丹治委員、3 番赤間委員、4 番藤井委員、5 番佐久間委員、6 番山本委員、7 番小川委員、8 番上地委員、9 番上田委員、10 番清杉委員、11 番折坂委員、12 番嶋崎委員、13 番迫分委員、14 番増子委員、15 番児山委員、16 番福田委員、17 番渡辺誠委員、18 番斎藤委員、19 番古田委員、20 番真鍋委員、21 番佐々木委員、22 番内海委員、以上でございます。
渡邊会長	報告のとおり議席が決定しました。 決定した議席へご移動をお願いします。 ここで暫時休憩とします。(午後 2 時 46 分)
	(決定した議席に各自移動し着席)
渡邊会長	休憩前に引き続き会議を再開します。(午後 2 時 48 分) 会議日程 5、議案第 3 号「農業委員会等に関する法律の規定による各委員が担当する区域の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。
石川局長	議案第 3 号「農業委員会に関する法律の規定による各委員が担当する区域の決定について」農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 17 条第 6 項の規定に基づき、各委員が担当する区域(案)について審議を求める。令和 8 年 7 月 21 日提出 大空町農業委員会会長。 「農業委員会等に関する法律」第 17 条第 1 項の規定に基づき、市町村農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととされておりますが、大空町農業委員会においては、同条第 1 項但し書きにより、遊休農地率 1%以下、かつ、担い手への農地集積率 70%以上に該当することから、推進委員を設置しないことを決定しているところでございます。

	同法第 17 条第 6 項の規定により推進委員を設置しない市町村農業委員会につきましては、農業委員の担当する区域を定めることとなっておりますことから、従前の例に倣いまして、地域事情に詳しく日頃から農地状況を把握しやすい各農業委員が居住されている地区を担当区域として定めるものでございます。 以上でございます。
渡邊会長	これより質疑に入ります。
委員	(なしの声)
渡邊会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
渡邊会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで、10 分間休憩したいと思います。あちらの時計で 3 時から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。 (午後 2 時 50 分) 《休憩中》
渡邊会長	休憩前に引き続き会議を再開します。 (午後 3 時 00 分) 会議日程 5、議案第 4 号「農政振興部会委員及び担い手育成部会委員の互選について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。
石川局長	議案第 4 号「農政振興部会及び担い手育成部会委員の互選について」大空町農業委員会互選規定(平成 20 年度農業委員会訓令第 8 号)第 2 条の規定に基づき農政振興部会及び担い手育成部会委員の互選を行う。令和 8 年 7 月 21 日提出 大空町農業委員会会長。 委員の互選の方法についてご説明いたします。 「大空町農業委員会互選規程」第 2 条の規定により両部会とも部会委員の互選は、会議で互選することになっています。

	農政振興部会の委員の定数は、「大空町農業委員会農政振興部会会議規則第2条」により12名以内、また、担い手育成部会の委員の定数は、「大空町農業委員会担い手育成部会会議規則第2条」により12名以内となっております。 互選とは、相互に選挙することですが、「大空町農業委員会互選規程」第11条の規定により指名推薦の方法によることができるとこととなっていますので、互選会における指名推薦をお願いいたします。
渡邊会長	お諮りいたします。 ただ今、事務局より両部会の委員については、互選会における指名推薦をお願いしたいとの説明でしたが、他にご意見はございませんか。
福田委員	事務局案を提示していただければ、それに従いますが、他の委員はどうでしょうか。
渡邊会長	他にご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
渡邊会長	お諮りいたします。 農政振興部会委員及び担い手育成部会委員の互選の方法について、事務局案とすることに ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
渡邊会長	ご異議なしと認めます。 よって事務局案とすることに決しました。 事務局案を提示願います。
石川局長	事務局案を報告いたします。 農政振興部会委員につきましては、藤井成治委員、清杉誠委員、遠藤哲也委員、真鍋剛委員、児山高委員、福田英信委員、内海幸雄委員、折坂智則委員、上田英樹委員、山本浩二委員、高橋敬義委員、佐々木経一委員、以上12名となっております。 担い手育成部会委員につきましては、増子昭雄委員、佐久間仁委員、赤間智子委員、小川一浩委員、嶋崎洋治委員、渡辺誠委員、古田牧子

	委員、丹治昭博委員、上地彩委員、斎藤宏幸委員、迫分敏行委員、以上11名となっております。 なお、渡邊会長につきましては、どちらの部会にも属さないものいたします。 以上が事務局案でございます。
渡邊会長	ただ今、事務局案の報告がありました。 これより質疑に入ります。 質問があれば、お受けいたします。
委員	(なしの声)
渡邊会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号「農政振興部会委員及び担い手育成部会委員の互選について」を採決します。 お諮りいたします。 報告のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
渡邊会長	ご異議なしと認めます。 よって報告のとおり決しました。 次に、農政振興部会「部会長・副部会長」及び担い手育成部会「部会長・副部会長」の互選について事務局より説明があります。
石川局長	部会長・副部会長の互選の方法についてご説明いたします。 部会長・副部会長は、部会を構成する委員の互選で決定していただきたいと思っております。 互選とは、相互に選挙することでありますが、部会構成委員の指名推薦をお願いをいたします。
渡邊会長	お諮りいたします。 農政振興部会「部会長・副部会長」及び担い手育成部会「部会長・副部会長」の互選の方法について 事務局から説明のあったとおり、部会構成委員の指名推薦とすることに ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
渡邊会長	ご異議なしと認めます。

	よって指名推薦とすることに決しました。 ここで互選会を開催するため、暫時休憩とします。 (午後 3 時 0 6 分) 《休憩中》(各部会に分かれ互選会及び部会会議)
渡邊会長	休憩前に引き続き会議を再開します。 (午後 3 時 4 6 分) それぞれ会の互選結果について、事務局から報告いたさせます。
石川局長	互選の結果を報告いたします。 農政振興部会互選結果 部会長 児山高委員 副部会長 佐々木経一委員 担い手育成部会互選結果 部会長 増子昭雄委員 副部会長 斎藤宏幸委員 以上です。
渡邊会長	ただ今、事務局からそれぞれの部会の部会長・副部会長の報告がありました。 これより互選結果について、質疑に入ります。
委員	(なしの声)
渡邊会長	これにて質疑を終了いたします。 これより「農政振興部会の部会長・副部会長及び担い手育成部会部会長・副部会長の互選について」を採決します。 報告のとおり決するに ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
渡邊会長	ご異議なしと認めます。 よって報告のとおり決しました。
渡邊会長	会議日程 6、報告第 1 号「一般社団法人北海道農業会議の会員について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。
石川局長	報告第 1 号「一般社団法人北海道農業会議の会員について」一般社

	団法人北海道農業会議定款第6条第4項の規定に基づき一般社団法人北海道農業会議の普通会員には農業委員会会長が就任する。令和8年7月21日提出 大空町農業委員会会長。 一般社団法人北海道農業会議の会員についてご説明いたします。 農業委員会の関連組織といたしまして、各都道府県に農業に関する情報提供や市町村農業委員会の委員等の研修を行う「農業会議」という名称の団体が設置されております。 一般社団法人北海道農業会議につきましては、その定款により、「法人の会員となった者をもって構成する」とされ、また、その普通会員の資格を有する者は、道内の市町村に置かれる「農業委員会の会長」、または当該委員会が1名に限って指名した委員と規定されております。 大空町農業委員会においても、従前の例に倣いまして会長が一般社団法人北海道農業会議の普通会員に就任することを報告しようとするもので、その旨ご確認を願うものでございます。 以上でございます。
渡邊会長	ただ今の事務局から説明のとおり、会長が北海道農業会議の普通会員になることにしたいので、これにご異議はございませんか。
委員	(異議なしの声)
渡邊会長	それでは、北海道農業会議の普通会員については、会長が会員となります。 以上をもちまして、総会日程はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労さまでした。 (午後3時51分終了)

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____